

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則…(港湾局港湾経営部経営課)…一

告示

○建築士法による二級建築士免許及び木造建築士免許の取消し…(都市整備局市街地建築部建築企画課)…三

○東京都環境影響評価条例による見解書…(環境局総務部環境政策課)…八

○知事指定薬物の指定…(福祉保健局健康安全部業務課)…二〇

告示 (教)

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館…三

公告

○土地区画整理組合の理事の就任…(都市整備局市街地整備部区画整理課)…三

○開発行為に関する工事完了 (二件)…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(産業労働局商工部地域産業振興課)…三

○都市計画事業の施行…(建設局道路建設部管理課)…三

規則

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十五日

●東京都規則第二十一号

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾管理条例施行規則(平成十六年東京都規則第四百号)の一部を次のように改正する。

東京都知事 小池 百合子

第四条第二項中「船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第一項に規定する国際航海に従事する船舶(総トン数(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンをつけて表したものをいう。)が百トン以上のものに限る。)」を「次の各号に掲げる船舶」に、「次に」を、「当該各号に」に、「若しくは措置の履行に」を「の履行に」に、「のいづれをもてん補」を「を填補」に、「又は次に掲げる損害の賠償の義務若しくは措置」を「又はその賠償の義務」に改め、同項第一号中「船舶に貨物又は燃料として」を「国際航海(船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十一条第一項第二号に規定する国際航海をいう。以下同じ。)」に従事する船舶(以下「外航船舶」という。)であつて総トン数(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンをつけて表したものをいう。以下同じ。)が百トン以上のもの及び国際航海以外の航海に従事する船舶(以下「内航船舶」という。)であつて総トン数が千トンを超えるもの 船舶に」に、「船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第二条第三号に規定する油」を「船舶油濁等損害賠償保障法第二条第六号に規定する原油等及び同条第七号に規定する燃料油等」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 外航船舶であつて総トン数が百トン以上のもの及び内航船舶であつて総トン数が三百トン以上のもの 船舶が座礁、沈没等をした場合における難破物の除去等の措置(船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十七号イからハまでに掲げる措置をいう。)に要する費用の負担により生ずる損害の賠償の義務

第四条第二項第三号中「船舶の所有者等」を「外航船舶であつて総トン数が百トン以上のもの 船舶の所有者等」に改める。
第七十五条中「港湾法」の下に「(昭和二十五年法律第二百十八号)」を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都港湾管理条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百六十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

- 二 免許を取り消した者

氏名

菊池 裕一

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二九五九九号

- 三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

- 一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

- 二 免許を取り消した者

氏名

江幡 松雄

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第七一六九号

- 三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

- 一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

- 二 免許を取り消した者

氏名

堀江 一守

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第三四七八一号

- 三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

- 一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

- 二 免許を取り消した者

氏名

吉次 英一

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第四三九四八号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

紫芝 洋彦

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六四五三五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

西 眞弘

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第一六八四一号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

平川 結斗

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八二三四三号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

飯川 均

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二四一九七号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

高橋 武信

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第一七一九五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

田澤 與志治

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第三一一三五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

三井 計佐美

建築士の別

二級建築士

<p>三 登録番号 東京都知事登録第二二六五五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 福島 ゆりか 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第八三四八七号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 山寄 明美 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第六〇八一八号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第二号に該当するため</p>	<p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 川村 哲夫 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第六二六九一号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 畠山 圭 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第八二八一五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者</p>	<p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 小田 格史 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第二〇九七二号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 塩原 國隆 建築士の別 木造建築士 登録番号 東京都知事登録第四〇二号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 塚原 重満 建築士の別 二級建築士</p>
--	--	--

登録番号

東京都知事登録第三七三九八号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

山本 憲弘

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第一九五〇五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

伊藤 岱吉

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第一七四五六号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

中島 誠

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二四四五七号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

佐藤 俊行

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八四二二七号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

大崎 拓也

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六九二七五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

岩澤 洋

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第五三七八七号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和三年二月一日

二 免許を取り消した者

氏名

石田 桂一郎

建築士の別

二級建築士

<p>登録番号 東京都知事登録第四六三七一号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第二号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 萩野 日向子 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第八六九八七号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p>	<p>登録番号 東京都知事登録第二八三七八号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 中村 俊朗 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第二八三七八号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>	<p>登録番号 東京都知事登録第四〇四二三号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 来住野 利男 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第二三三二三号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>
<p>登録番号 東京都知事登録第七二一八五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 石井 純 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第一四三七〇号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>	<p>登録番号 東京都知事登録第一四三七〇号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 田中 和博 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第二三三二三号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>	<p>登録番号 東京都知事登録第七二一八五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 西巻 泰平 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第七二一八五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p>
<p>登録番号 東京都知事登録第七二一八五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 竹澤 要 建築士の別 二級建築士</p>	<p>登録番号 東京都知事登録第七二一八五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 石井 純 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第一四三七〇号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>	<p>登録番号 東京都知事登録第七二一八五号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <hr/> <p>一 免許の取消しをした年月日 令和三年二月一日</p> <p>二 免許を取り消した者 氏名 石井 純 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第一四三七〇号</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p>

登録番号

東京都知事登録第一六二二五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

●東京都告示第二百六十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定に基づき、西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交差事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

西武鉄道株式会社

代表取締役社長 喜多村 樹美男

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十一番地の一

二 対象事業の名称及び種類

西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交

差事業

鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、西武鉄道新宿線の井荻駅から西武柳沢駅

までの間の約五・一キロメートルを連続立体交差化するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が七件、事業段階関係区市長からの意見が三件あり、意見の内容は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年三月十五日から同年四月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 杉並区環境部環境課

杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号

イ 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

ウ 西東京市みどり環境部環境保全課

西東京市泉町三丁目十二番三十五号 エコプラザ

西東京

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案について提出された都民の意見書並びに事業段階関係区市長の意見の件数は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	7
事業段階関係区市長の意見	3
合計	10

都民の主な意見の概要と事業者の見解

都民の意見書については、項目別に意見を分類し、意見の概要としての要約を行った。また、類似する意見については、集約を行った。

都民の意見の概要及びそれらに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

騒音・振動

都民の意見

仮換時の軌道振動予測値が現行値を上回るなどの見通しであるが、仮換時の運行が数年以上に及び事を考慮すると是非現行並みと同等になる対策を取って頂きたい。その為予測される悪化要因の把握と経済合理性のある対策の実行方法を示して頂きたい。

「現地調査結果を大きく上回らないこと」という評価方法は環境保全という点でまったく不十分であり、振動の影響の大きさを十分にとらえ、「現地調査結果を大きく改善すること」とすること。現行よりも数値が悪化している地点については、責任をもって軽減対策を図ること。

事業者の見解

仮線区間の列車の走行に伴う軌道振動の調査地点については、軌道騒音に合わせて、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地盤面としていきます。予測結果は、60dB～65dBであり、現況値を上回っていません。事業の実施に当たっては、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、新たに仮線を敷設する箇所においては経路改良を行い、道床の整備を入念に行うとともに、車面及び軌道の定期的な検査、保守作業を十分実施する等、軌道振動の低減に努めます。工事の実施に当たったり、近隣にお住まいの方から問合せ等があった場合には、適切に対応してまいります。

都民の意見

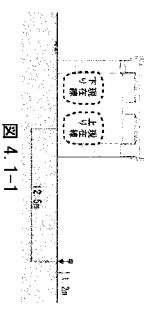
説明会時に聞いたお話では、騒音や振動はそちらが測ったデータは現在よりも下がると解読がありましたが、計測は地面よりも1.2mの高さで行われたものと記載がありましたが。実際計測している姿も見たのですが、住宅よりもかなり下がった距離で測定して、騒音が気になりませんでした。実際の振動・騒音は、居住圏に寄り添った計測ではないように思いました。工事の際の振動・騒音は、実際の計測よりも、住人は大きく感じているのか？疑問が残っています。住民と同じ目線での計測がなくなるのでしょうか？

事業者の見解

鉄道騒音及び鉄道振動の調査は、将来の鉄道構造及び土地利用状況等を考慮し、盛土区間や高架区間の代表地点から9測線（北側5測線、南側4測線）を選定していきます。鉄道騒音については、環境省の指針である「在来鉄道の施設又は大規模改良に際して騒音対策の指針について」（平成7年12月環大―第174号）に基づき、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mにおいて調査、予測及び評価を行っています。鉄道振動の調査、予測及び評価地点については、鉄道騒音に合わせて、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地盤面としていきます。調査方法は、環境省の「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月環大特32号）に準拠してまいります。

軌道中心から測定地点までの距離が最短でも6.5mあるが、鉄道敷地に接して民家が存在している現状を踏まえ、測定地点を敷地境界にも設定すべきである。

西武新宿線はこの地域で旧井草川を2箇所を渡っている。現在でも旧井草川を渡る地点周辺で振動が大きく感じるところがある。高架化にあたって、そのことは留意されたか。またその周辺で騒音も大きく感じるので調査が必要ではないか。

<p>都民の意見</p> <p>高さ方向の測定範囲を広げたことは評価するが、実際には資料編中に数値の記載があるのみであり、評価の対象として位置づけられていない。高さによって高架化による騒音の変化が大きく異なることを念頭に置けば、高さ方向の測定を上り線側に置けば、評価書本書において適切に評価を行うこと。また、特に武蔵関駅周辺など鉄道敷地が低地となつている区間では、12.5m以上の地点を取ることも、測定・予測・評価を行うこと。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音については、環境省の指針である「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定められている計面線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mにおいて(図4-1-1)、調査、予測及び評価を行っています。</p>
<p>騒音については線路の直近で評価しているが、高架化に伴い現在は騒音を感じていない範囲の住民にもかなりの影響が広がると思われる。特に北風の吹く冬期は線路南側の広範囲にわたって騒音が届くと思われるが、そのことは評価されているか。またその対策は考えているか。</p>	 <p>図 4-1-1</p> <p>また、計面線最寄り軌道中心から原則として水平方向に6.25m、25m、50m及び100mの地点で地上からの高さが1.2mの位置においても調査及び予測を行っています(環境影響評価書案 資料編 123ページ参照)。高さ方向の鉄道騒音については、参考に測定可能な練馬区下石神井4丁目28付近で、計面線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2m、3.5m、5.0m、10.0m、15.0mにおいて調査及び予測を行っており、予測結果は、昼間56dB～71dB、夜間52dB～66dBとなります(環境影響評価書案 資料編 140ページ参照)。</p> <p>事業の実施に当たっては、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、弾性バラスト軌道やレベルの重量化を採用するとともに、遮音壁を設置、保守作業。また、車両や軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道の定期的な騒音の低減に努めます。</p>
<p>鉄道騒音の測定法についてである。現在の測定方法は軌道中心から水平方向12.5m、地上1.2mと定められている。音源が高架部に移動した場合、現行の測定地点での騒音は現行比必ず低減される。その理由は単に音源から測定地点への距離が遠くなる事による騒音の減衰が主要因である。これから導き出される二階以上の扇層階の騒音は現行比悪化する可能性が高い。一箇所でも音源と同一高さ以上を想定した騒音測定を実施すべきである。想定通りの結果があれば建築物の上層階に対する騒音低減策を実行すべきである。</p>	<p>騒音の測定方法について、高さ1.2mの位置ではなく、高架化されるのであれば、高架した鉄道の走る高さでの予測値を出すべきではないのか。</p>

<p>都民の意見</p> <p><工事完了後> [鉄道騒音] 軌道中心から水平方向に12.5m ①地上からの高さ2mの地点の測定値がある・測定値が無い ②地上からの高さ4mの地点の測定値がある・測定値が無い ③地上からの高さ8mの地点の測定値がある・測定値が無い</p>	<p>事業者の見解 (前ページのとおり)</p>
<p>高架南側・軌道中心から水平方向に6m ①地上からの高さ2mの地点の測定値がある・測定値が無い ②地上からの高さ4mの地点の測定値がある・測定値が無い ③地上からの高さ8mの地点の測定値がある・測定値が無い</p>	<p>鉄道振動の調査、予測及び評価地点については、鉄道騒音に合わせ、計面線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地盤面としていきます。調査方法は、環境省の「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に準拠していきます。</p> <p>また、計面線最寄り軌道中心から原則として水平方向に6.25m、25m及び50mの地盤面においても調査及び予測を行います(環境影響評価書案 資料編 134ページ参照)。</p> <p>事業の実施に当たっては、環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用し、弾性バラスト軌道やレベルの重量化を採用します。また、車両や軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道の振動の低減に努めます。</p>
<p><工事完了後> [鉄道振動] 軌道中心から水平方向に12.5m ①地上からの高さ2mの地点の測定値がある・測定値が無い ②地上からの高さ4mの地点の測定値がある・測定値が無い ③地上からの高さ8mの地点の測定値がある・測定値が無い</p>	<p>南側軌道中心から水平方向に6m ①地上からの高さ2mの地点の測定値がある・測定値が無い ②地上からの高さ4mの地点の測定値がある・測定値が無い ③地上からの高さ8mの地点の測定値がある・測定値が無い</p>